

原第10号 江口浄水場浄水発生汚泥運搬・処分業務委託（運搬）仕様書

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、江口浄水場浄水発生汚泥運搬・処分業務委託の運搬業務（以下「運搬業務」という。）に適用する。

（業務の内容）

第2条 本業務は、新発田市水道局（以下「水道局」という。）の江口浄水場（新発田市江口550番地）で保管又は発生する産業廃棄物（浄水発生汚泥）の運搬業務（受渡し場所から処分地まで）とする。

（業務委託期間）

第3条 業務委託期間は、契約日から令和7年3月31日までとする。

（業務の履行義務）

第4条 受注者は、契約書、本仕様書及び関係図書に基づき、適正に運搬業務を履行しなければならない。

（産業廃棄物の性状等）

第5条 運搬業務の対象となる産業廃棄物の性状等は次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物の種類 浄水発生汚泥
- (2) 含水率 概ね20%から50%
- (3) 放射性物質濃度 100Bq/kg以下
- (4) 1回当たりの数量 概ね30tから50t
- (5) 予定数量 約266t/年

（ただし、浄水場の稼働等の状況により数量の増減がある。）

（産業廃棄物の受渡し）

第6条 前条に掲げる産業廃棄物の受渡し場所は、江口浄水場（新発田市江口550番地）とする。

2 前項の受渡し場所において運搬車両への産業廃棄物の積み込みは、発注者が手配する。

（産業廃棄物の搬出可能日等）

第7条 前条第1項の受渡し場所の産業廃棄物の搬出可能時間については、原則として次のとおりとする。ただし、発注者の指示により搬出時間等を変更する場合は、その指示に従うものとする。

(1) 原則として、平日とする。なお、平日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く日とする。

(2) 搬出時間は原則として、午前9時から午後4時30分とする。

（運搬車両等）

第8条 産業廃棄物の運搬に使用する車両等は、汚泥や汚泥からの余水等が流出及び飛散のない構造とする。

（業務管理）

第9条 受注者は、業務に支障をきたさないよう努めるものとする。

2 受注者は、マニフェストを搬出の都度準備し、発注者の確認を受けるものとする。

3 処分先での計量により確認した数量をマニフェストに記入するものとする。

（共同グループ構成員の業務管理）

第10条 共同グループ（処分業務・運搬業務）で受注した場合は、処分業務を行う者が運搬業務を行う構成員の搬出工程管理を行い、搬出場所で運搬車両等が停滞しないよう常に調整を行うこと。運搬業務を行う構成員は、工程管理に協力すること。

（関係法令の遵守）

第11条 受注者は、業務の履行に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭45年法律137号。以下「廃棄物処理法」という。）及び日本国における関係法令等に従い適正に行うものとする。

（安全管理）

第12条 受注者は、業務の履行に当たり労働基準法（昭和29年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。

2 運搬業務に当たって、その経路に所在する地方自治体等が事前協議や協定等により安全管理に関する点検・測定等の条件がある場合は、それらの事項を遵守しなければならない。

（運搬の変更）

第13条 発注者は、受注者が行う運搬業務が環境上又は安全上適切でない判断したときは、運搬方法の変更を求めることができる。また、受注者はこれに従わなければならない。

(損害賠償及び補償)

第 14 条 受注者は、発注者の所有施設を汚染又は損害を与えた場合には、直ちに発注者に報告し、その指示により、受注者の責任で速やかに原形に復旧しなければならない。

2 受注者は、運搬業務の履行に当たり、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負わなければならない。

(数量の確認)

第 15 条 引渡し数量の確認は、処分先の計量器（計量検定済、最小目盛 10 kg）を用いて行うものとし、計量票を FAX 等で発注者に確認させるものとする。

(故障事故報告)

第 16 条 受注者は、業務の履行に当たり支障となる故障、事故等の不測の事態が生じた場合又は生ずるおそれがある場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

(業務実施にあたっての留意事項)

第 17 条 受注者は、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業（汚泥）の許可を得ているものとする。

2 受注者は、産業廃棄物の運搬経路図を提出するものとし、その経路に浄水汚泥や脱離液等が脱落、飛散しないよう万全の処置を講ずるとともに、交通法規等を遵守して運搬しなければならない。また、万一事故等により脱落、飛散した場合は、受注者が全ての責任を負い処理するものとする。

3 第 6 条に掲げる受渡し場所内の運転については徐行運転とし、関係者以外の立入りについて十分注意し、事故のないよう努めなければならない。

4 受注者は、発注者から受注した第 2 条に規定する業務の全て又は一部を、第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得て、廃棄物処理法の定める再委託基準に従う場合はこの限りでない。

(資格を要する業務)

第 18 条 受注者は、運搬業務を履行するに当たり法令等で規定される資格を必要とする業務には、常時資格者を従事させなければならない。

(業務完了報告及び履行の確認)

第 19 条 受注者は、毎月の運搬業務が完了した後、直ちに業務完了報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 運搬業務の履行の確認は、業務完了報告書及び 1 次マニフェスト B 2 票に基づき行うものとする。

(疑義等の解決)

第 20 条 受注者は、本仕様書等に定める事項について疑義が生じた場合には、発注者と協議の上決定する。

※契約終了後、この契約に関しての業務評価をします。

※提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。

原第10号 江口浄水場浄水発生汚泥運搬・処分業務委託（処分）仕様書

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、江口浄水場浄水発生汚泥運搬・処分業務委託の処分業務（以下「処分業務」という。）に適用する。

（業務の内容）

第2条 本業務は、新発田市水道局（以下「水道局」という。）の江口浄水場（新発田市江口550番地）で保管又は発生する産業廃棄物（浄水発生汚泥）の最終処分業務又は中間処理業務とする。

（業務委託期間）

第3条 業務委託期間は、契約日から令和7年3月31日までとする。

（業務の履行義務）

第4条 受注者は、契約書、本仕様書及び関係図書に基づき、適正に処分業務を履行しなければならない。

（産業廃棄物の性状等）

第5条 処分業務の対象となる産業廃棄物の性状等は次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物の種類 浄水発生汚泥
- (2) 含水率 概ね20%から50%
- (3) 放射性物質濃度 100Bq/kg以下
- (4) 1回当たりの数量 概ね30tから50t
- (5) 予定数量 約266t/年

（ただし、浄水場の稼働等の状況により数量の増減がある。）

（業務管理）

第6条 受注者は、処分業務に支障をきたさないように努めるものとする。

（共同グループ構成員の業務管理）

第7条 共同グループ（処分業務・運搬業務）で受注した場合は、処分業務を行う者が運搬業務を行う構成員の搬出工程管理を行い、搬出場所で運搬車両等が停滞しないよう常に調整を行うこととする。

（関係法令の遵守）

第8条 受注者は、処分業務の履行に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）及び日本国における関係法令等に従い適正に行うものとする。

（安全管理）

第9条 受注者は、処分業務の履行に当たり労働基準法（昭和29年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。

2 受注者の処分施設が産業廃棄物を受け入れるに当たり、その経路に所在する地方自治体等が事前協議や協定等により安全管理に関する点検・測定等の条件がある場合は、それらの事項を遵守しなければならない。

（数量の確認）

第10条 引き渡し数量の確認は、受注者が準備する計量器（計量検定済、最小目盛10kg）を用いて行うものとし、その計量結果はマニフェストに記載する。

（故障事故報告）

第11条 受注者は、処分業務の履行に当たり支障となる故障、事故等の不測の事態が生じた場合又は生ずるおそれがある場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

（業務実施に当たっての留意事項）

第12条 受注者は、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業（汚泥）の許可を得ているものとする。

2 受注者が行う処分方法は、最終処分又は中間処理のいずれか一つを選択するものとし、二つの処分方法の併用は認めない。

3 受注者は、監督官庁等の許可を得た産業廃棄物処理施設を保有（賃貸借を含む。）しているものとする。

4 受注者は、産業廃棄物の処理施設の維持管理について関係法令及び関係法令に基づく許認可の条件を遵守し、産業廃棄物の適正な処分に万全を期さなければならない。

5 受注者は、発注者から受注した第2条に規定する業務の全て又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ受注者の書面による承諾を得て、廃棄物処理法の定める再委託基準に従う場合はこの限りでない。

6 中間処理業務を選択した受注者は、中間処理の対象とした産業廃棄物の全量が最終処分されたことを明らかにするため、搬出から中間処理を経て最終処分に至る過程を、1次、2次の各マニフェストと対照させて、別紙の「管理記録簿」に記録しなければならない。ただし、中間処理で全量が有効に再利用され他の処分場にて最終処分されることがない

場合（2次マニフェストの発行がない場合）は不要とする。

（資格を要する業務）

第13条 受注者は、処分業務を履行するに当たり法令等で規定される資格を必要とする業務には、常時資格者を従事させなければならない。

（業務完了報告及び履行の確認）

第14条 受注者は、毎月の業務が完了した後、直ちに業務完了報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 中間処理業務を選択した受注者は、業務完了報告書に、第12条第6項の「管理記録簿」を添付するものとする。ただし、中間処理で全量が有効に再利用され他の処分場にて最終処分されることがない場合（2次マニフェストの発行がない場合）は不要とする。
- 3 処分業務の履行の確認は、業務完了報告書及び1次マニフェストD票・E票に基づき行うものとする。
- 4 中間処理業務を選択した受注者は、発注者から2次マニフェストの写しの提出を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。ただし、中間処理で全量が有効に再利用され他の処分場にて最終処分されることがない場合（2次マニフェストの発行が無い場合）は不要とする。
- 5 受注者は、毎月ごと、処分業務を完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

（疑義等の解決）

第15条 受注者は、本仕様書等に定める事項について疑義が生じた場合には、発注者と協議の上決定する。

※契約終了後、この契約に関しての業務評価をします。

※提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。

別紙

管 理 記 録 簿

新発田市長 様

中間処理後、下記のとおり処分しましたので報告します。

1 マニフェスト交付番号

1次(発行者:新発田市)	
2次	

2 2次処分業者

会社名	
住所	
代表者	
許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業範囲	
事業区分	
産業廃棄物の種類	
許可の条件	
許可番号	

3 2次処分場所

名称	
所在地	
処分の方法	
施設の処分能力	

4 2次処分数量

処分数量	
------	--

住 所
会 社 名
代 表 者 名